

| 資料<br>番号 | 資料<br>頁 | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                         |
|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1        | 4       | (質問者：登録検査機関)<br>項目名の記載方法について、以下のいずれの表記が適切か、また略記が可能かについて確認させてください。<br>・「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 」<br>・「ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 」<br>・報告書のスペースの都合上、「PFOS及びPFOA」と略した記載方法も可能でしょうか。                                                                                                           | 正式名称は、括弧と 1 が付く「ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 」となります。その点をご理解いただいた上で報告書の表記を省略いただくことは可能です。また、検査を委託により実施する場合は、発注者と受注者間で協議いただければと思います。 |
| 1        | その他     | (質問者：専用水道)<br>PFOSだけの話ではないのですが、規則第15条第1項第4号1 水質検査について、「その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合」とは、全量上水道を受給しているような専用水道であれば、上水道の検査結果に問題がなければ（例えばカドミウムなど）省略し続けていいということでしょうか？                                                                                                                                                                        | 新規則第15条第 1 項第 4 号イの規定は、自らが実施する検査結果によりご判断いただくものです。また、同表の下欄に掲げる事項を勘案いただく必要があることにご留意ください。                                                                     |
| 1        | 21      | (質問者：水道行政部局)<br>スライド「令和8年度におけるPFOS・PFOAの検査回数の判断（２）」<br>「原水並びに水源及びその周辺状況を勘案して、検出されるおそれが少ないか」がNOの場合（フロー図上段の右）、続いて、「過去3年間（R5～R7年度は各1回以上）検査を実施し、すべての検査において1/5以下であるか」がYESの場合に「1年に1回以上検査」に回数を減じることができる、となっていますが、検出される恐れがある施設に回数減を行うのでしょうか。<br>検出される恐れ判断は、単に3年間の水質検査結果が1/5以下であるかどうか、だけではないと考えます。また、留意事項(5)は、検出される恐れが少ないと判断する根拠の一つという意味ではないかと考えます。 | 前提として、これらの内容は新規則において「～できる」規定となっております。全国における地域事情は様々であることから、水道事業者や専用水道の設置者は、諸所の条件を総合的にご判断いただき、検査頻度の減などをご検討いただくものと考えております。                                    |
| 1        | 25,26   | 基準超過した場合の処置について（罰則、即時使用停止すべきかどうか。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | スライド25、26により、お示ししている内容を参考としてご判断、対応いただければと思います。また、水質基準超過を理由とする即時の罰則などはございません。                                                                               |
| 1        | 25,26   | (質問者：上水道事業)<br>摂取制限を伴う給水継続の実施に備え、国等においてPFOS/PFOAの垂急性参照値を設定する考えはありますか。設定に関する検討状況、設定する考えがある場合は、水道事業者あて周知時期等についてご教授ください。                                                                                                                                                                                                                      | 垂急性参照値については、研究レベルの参考値として逐次改正検討会の資料として出されたことはありますが、国として設定する予定はありません。                                                                                        |
| 1        | 20      | (質問者：水道行政部局)<br>PFOS及びPFOA検査回数の減について、一部全量受水の配水系統を持つ水道事業者は配水系統ごと、①、②のように規則の適用を分けて検査回数を減じてよいか。<br>①全量受水の配水系統（完全に独立している）→新施行規則第15条第 1 項第4号ロを適用<br>②自己水源を含む配水系統→新規則第15条第 1 項第 3 号ハを適用<br>（スライド22では、「配水系統ごとに判断を行う」とあります。1つの水道事業者が配水系統ごとに規則の適用を分けることができるか確認するものです。）                                                                              | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                 |
| 1        | 21      | (質問者：水道行政部局)<br>水道法施行規則第 1 5 条第 1 項第 3 号ニ（３）「…（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、…」と規定されているが、具体的にはどのように判断するのか教えてください。                                                                                                                                                                                                                 | 記載のとおりとなりますが、近傍の地域における地下水の検査結果を収集いただき、判断材料としていただくことになります。様々な条件があることから、その判断方法について一律にお示しすることは難しいものと考えておりますので、簡易水道事業や専用水道の設置者が適切にご判断いただく必要があると考えております。        |
| 1        | 23      | (質問者：水道用水供給事業)<br>全量受水の水道事業者の検査省略に関して、施行日前の検査の検査頻度について、「各年度 1 回以上実施すれば、「過去 3 年間」の判断に用いることができる」とありますが、用水供給事業者と全量受水の水道事業者が、同一年度でそれぞれ 1 回以上検査を行っていけばよいという理解でよいのでしょうか？同一年度であれば、検査実施の月が異なっていても問題ないでしょうか？                                                                                                                                        | お示しいただいている「過去 3 年間」に関する記載は、主に検査頻度の減の適用を受ける場合の考え方になります。質問者のご認識に問題ありません。（なお、水道用水供給事業自身は、「検査省略」の適用を受けることはできません。）                                              |
| 1        | 22      | (質問者：水道用水供給事業)<br>全量受水の水道事業者の検査省略について、「受水者の施設において、濃度が上昇しないこと」の判断について、送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較する際に、検査機器、検査環境の違い等によって若干の値のズレが生じると思われますが、どの程度の検査結果のズレまでは許容されるのでしょうか？（1ng/Lでも多くなったらダメなのでしょうか？）                                                                                                                                               | 単純な数値比較は難しい場合があることは承知しております。そのため、判断の一例として、送水者と受水者がともに水質基準の1/5以下を満たした場合は、濃度の上昇はしていないとご判断いただいて問題ないと考えております。（なお、水道用水供給事業自身は、「検査省略」の適用を受けることはできません。）           |
| 1        | 20～23   | (質問者：水道行政部局)<br>PFOS及びPFOAの検査回数を減じることができる場合について、改正後の水道法施行規則に定められているが、このフローチャートはそう判断できるケースを全て網羅していると考えてよろしいか。（フローチャートに示したケース以外で検査回数を減じることとはできないと考えてよろしいか。）                                                                                                                                                                                  | 令和 8 年度の施行時点での内容とはなりますが、すべてのケースについて、お示ししております。                                                                                                             |
| 1        | 21      | (質問者：水道行政部局)<br>令和 9 年度以降の検査回数の判断のためにお尋ねします。フローチャートの「水質基準の 1 ／ 5 以下であるか」を《START》として判断することになると思うが、これはいつからの検査の結果を指すか。                                                                                                                                                                                                                        | 令和 9 年度の判断におけるこの設問に対しては、令和 8 年度の結果でご判断いただければと思います。また、この先の設問における『過去 3 年間』は令和 6 年度から令和 8 年度の結果を指すこととなります。                                                    |

| 資料<br>番号 | 資料<br>頁 | 質問                                                                                                                                                                                                            | 回答                                                                                                                                                                                        |
|----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2        | その他     | 分岐異性体の積分について、定量イオンのみピークが出現して定性イオンのピークが確認できない場合、定量イオンのピークを積分するべきか避けるべきか。                                                                                                                                       | 確認イオンのピークが見られない場合でも、保持時間とピーク形状から分岐異性体のピークと考えられる場合は積分の対象として下さい。                                                                                                                            |
| 2        | その他     | 分岐異性体の定量について、上記と同様に定性イオンのピークが確認できない場合、直鎖のピークの後に出現するピークについて、積分する必要があるか。                                                                                                                                        | 使用するカラムによりますが、一般的なC18カラムでは、直鎖体の後ろに分岐異性体のピークが出現することはありません。テクニカルグレードのPFOS・PFOA標準液を用いることで、分岐異性体のピーク位置を確認することができます。                                                                           |
| 2        | その他     | 原水など浮遊物質が多い試料の場合、固相カートリッジの閉塞が予想されるが、その場合の対処方法など知見があるか。                                                                                                                                                        | フィルターによるろ過を検討して下さい。その際、ろ過時に吸着しないことが確認できているフィルターを用いて下さい。多少の懸濁物であれば、濃縮倍率を調整した上で固相カラムに通水することも可能ですが、その場合は逆方向溶出ではなく順方向から溶出して下さい。なお、その場合も順方向溶出による妥当性を事前に評価しておく必要があります。                          |
| 2        | その他     | 水質基準50ng/Lに対して、PFOSとPFOAの含量の定量下限は5ng/Lとしているが、各PFOS、PFOAの定容下限はいくらに設定すべきか。                                                                                                                                      | PFOS・PFOAそれぞれ基準値の1/10以下の濃度（5 ng/L以下）となるように設定してください。                                                                                                                                       |
| 2        | 27      | 告示法が発出される時期はいつ頃になるか。                                                                                                                                                                                          | 告示案については環境省内の審査後にパブリックコメントを実施する際に公表する予定であり、例年は10月頃です。パブリックコメントの意見を踏まえて、令和 8 年 1 月以降に告示法の公布ができるよう作業を進めていく予定です。                                                                             |
| 2        | 10      | 分岐異性体のピークの扱いについて、「試料は対象・検量線は非対象」とあるが、「直鎖標準品を用いて直鎖体のピーク面積のみを用いた検量線を作成し、直鎖と分岐異性体のピーク面積を合わせて算出する」との理解でよいか。<br>また、モニターイオンについては、PFOSは499（SIM）又は499>80（SRM）、PFOAは413（SIM）又は413>369（SRM）のみが採用される（「例」が削除される）との理解でよいか。 | ご認識のとおり分岐異性体の評価を考えております。<br>また、モニターイオンについてもご認識のとおりで、告示に記載のモニターイオンのみを使用して濃度を算定してください。                                                                                                      |
| 2        | 12      | 標準試料の繰り返し使用する場合、溶媒が飛ばないように氷上で行うなど、注意点はあるか。<br>また、標準試料を保存する容器の指定はあるか。メスフラスコにパラフィルムを巻いて保存するのでもよいか。                                                                                                              | 繰り返し標準試料を使用する検証時には氷上で使用するなどの条件を指定はしておりません。一般的に揮発しないような配慮（使用後速やかな密栓する。冷却しながらの使用する。など）をして操作をしてください。<br>また、標準試料の保存については、密栓してフィルムを巻き、冷凍保存しても差し支えありません。保存時の標準試料の揮発を確認するため、液量管理などをするとよりよいと考えます。 |
| 2        | 27      | 内標添加濃度を下げることは可能か。                                                                                                                                                                                             | 内標添加濃度はおおむね0.01μg/Lになるようにしてください。                                                                                                                                                          |
| 2        | 27      | 標準液の保存期間は、今後伸びていく可能性はあるか。また、自己機関で妥当性評価をとれば、保存期間を延長することは可能でしょうか。                                                                                                                                               | 標準試料に関する検証は保存 1 年まで検証する予定です。水道法第20条の水質検査は告示に記載する方法のとおりに実施することになるため、告示に記載の保存期間を超過することは認められません。                                                                                             |
| 2        | 27      | 希釈標準液の保存期限は 6 か月以内に設定されているが、これはメーカーの保証期限も守らなければならないか。                                                                                                                                                         | 標準試料の保存期限の検証はメーカー保証期限内で実施しておりますので、メーカーの保証期限も守る必要があると考えます。                                                                                                                                 |
| 2        | 21      | 市販の標準原液、標準液、混合標準液については、告示において、値付け証明書等が添付されたものを使用するように定められているが、PFOS及びPFOAについても同様の扱いであるか。<br>また、その場合、告示を満たす商品の判断方法及び国内、国外の販売状況はどのようになっているか。<br>内部標準については、告示に定める値付け証明書が添付されたものは販売していないと思われるが、市販の混合内部標準液は使用可能か。   | 告示法の総則的事項に市販の標準液に関する記載がありますが、同様の扱いをすることを考えております。<br>現状、国外のみ値付け証明書のついた標準品が販売されていることのようにですが、国内でも進められていると承知しております。<br>今後試薬メーカーからアナウンスがある予定です。<br>内部標準液については値付け証明書は不要です。                      |
| 2        | 27～28   | 今年度中に改訂される通知法に、要検討PFASの検査方法が示される予定の有無、現状の検討状況を教えてほしい。なお、要検討PFASについては水道事業者等に検査義務は生じないものと理解しているが、認識違いが無いか。                                                                                                      | 要検討項目PFAS8種の一斉分析法については、測定方法が確立した際は公表することも考えています。<br>要検討項目は毒性が定まっていないものや浄水中の存在実態が不明な物質が位置づけられており、広く情報や知見の収集をしてほしい項目である。測定義務はないが要検討項目の趣旨を理解いただき、実態把握に努められたい。                                |
| 3        | その他     | 今回の水質基準の省令改正により登録の要件を満たさなくなり、令和 8 年 4 月 1 日以降に登録水質検査機関でなくなる機関があった場合、当該機関について把握したいが、登録水質検査機関の名簿はいつ付けで更新されるのか。                                                                                                  | 環境省ではおおむね四半期ごとに名簿を更新しているところであり、登録情報をタイムリーにお示しすることは難しいところです。状況を早めに把握したい場合は、今後水道水の検査を継続するかどうかなどを含めて、各登録水質検査機関にお問い合わせ下さい。                                                                    |
| 3        | 2       | 検査体制の整備において妥当性評価の実施が必要となるが、検査方法についての告示の改正はいつ頃公布されるか。<br>業務規程変更届提出期限が2月末とのことであるが、どのくらいの妥当性評価を実施する猶予機関はどの程度あるか。<br>なお、資料2の27ページにおいて告示法（案）が示されているが、これをもとに告示法の公布前に妥当性評価の実施することは時期尚早となるか。                          | パブリックコメントの意見を踏まえて、令和 8 年 1 月以降速やかに告示法の公布ができるよう作業を進めていく予定です。今回お示しした検査方法はまだ案の段階ですので参考にはなるとは思いますが、確定したものではないことにご留意願います。                                                                      |